

議案第 38 号

新庁舎建設工事請負契約の変更契約について

上記の議案を提出する。

平成 30 年 3 月 26 日

提出者 瑞穂町長 杉浦裕之

(提案理由)

既存庁舎解体工事において、基礎杭の撤去工事を追加する必要性が生じたため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 39 年条例第 8 号）第 2 条の規定により、議決を求める。

新庁舎建設工事請負契約の変更契約

平成 30 年 1 月 10 日専決処分により変更した新庁舎建設工事請負契約について、下記のとおり契約を変更する。

記

契約金額「金 3,511,890,000 円」を「金 3,526,999,200 円」に改める。

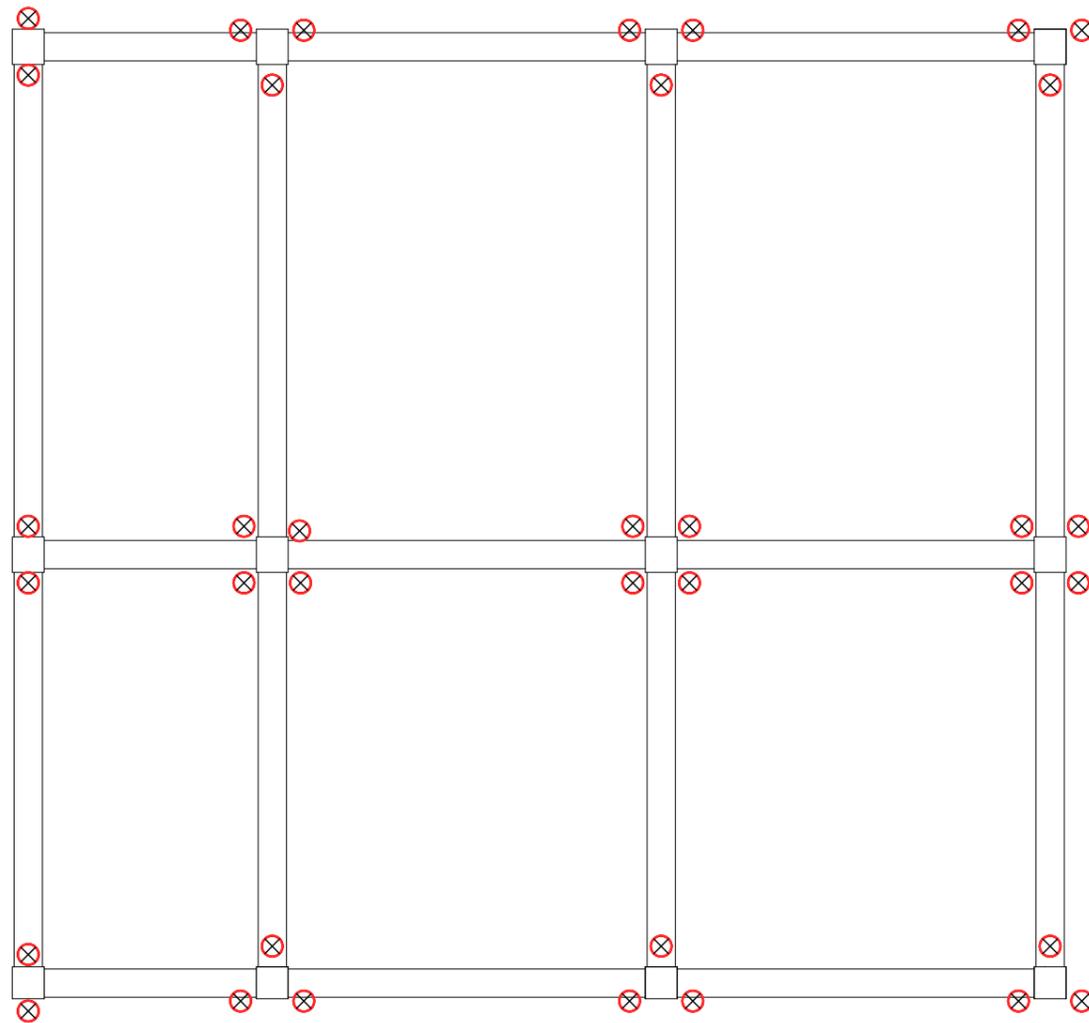
工事名称：新庁舎建設工事

工事箇所：東京都西多摩郡瑞穂町大字箱根ヶ崎2335番地

添付資料

変更概要

- 1 B棟基礎杭引き抜き 撤去
(コンクリート杭:径 300φ、長さ 10m、本数 36本)
- 2 工期 62日追加 平成32年7月31日まで



凡例

⊗ : 既存基礎杭位置を示す。

B棟基礎杭位置平面図

S=1/100

